2　平成二十三年三月三十一日以前に納税義務者の相続税について連帯納付義務者に対し国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十七条（督促）の規定による督促状が発せられた場合には、新法第五十一条の二の規定は、適用しない。

3　経過期間内に納税義務者の相続税について連帯納付義務者に対し国税通則法第三十七条の規定による督促状が発せられた場合には、当該督促状を新法第三十四条第九項の督促に係る督促状とみなして、新法第五十一条の二の規定を適用する。この場合において、同条第一項第一号中「同条第九項の督促に係る」とあるのは「国税通則法第三十七条（督促）の規定による」と、「同条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」とする。

（調書の提出に関する経過措置）

第三条　平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間における旧法第五十九条第四項及び新法第五十九条第六項の規定の適用については、旧法第五十九条第四項中「以下この項」とあるのは「第六項」と、「できる。この場合における第一項及び第二項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書とみなす」とあるのは「できる」と、新法第五十九条第六項中「行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた」とあるのは「行われた」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に改める。

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百九十八号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十六号、第四条第三項第一号、第七条第一項第五号、第九条の二第四項第二号及び第三号並びに第五項、第十五条第七項及び第十五項、第三十条第十項並びに第五十五条第四項第二号イ⑵の規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号レを同号ソとし、同号ヌからタまでを同号ルからレまでとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ　公共施設等運営権

第五条第十号ロ中「なし樹」を「梨樹」に、「かき樹」を「柿樹」に改める。

第六条第一項第九号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　公共施設等運営権　公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項（定義）に規定する公共施設等の所在地

第十条第三項第三号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第十二条第一項第一号イ及びニ並びに同条第二項第二号イ⑷中「義務づけられている」を「義務付けられている」に改める。

第十四条の四第一項中「人工喉頭、車いす」を「人工喉頭、車椅子」に改める。

第十七条第二項第六号中「第七号」を「第八号」に改める。

第十八条第二項第一号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

第十九条の見出し中「課税売上高」を「基準期間の課税売上高」に改める。

第二十条の三の次に次の三条を加える。

（特定期間の課税売上高の計算における輸出取引等に係る対価の返還等の金額の取扱い）

第二十条の四　第十九条の規定は、法第九条の二第二項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、第十九条中「、基準期間」とあるのは「、法第九条の二第一項に規定する特定期間」と、「この条、第二十二条及び第二十三条」とあるのは「この条」と、「第九条第二項第一号イ」とあるのは「第九条の二第二項第一号」と、「基準期間中」とあるのは「特定期間中」と読み替えるものとする。

（短期事業年度の範囲等）

第二十条の五　法第九条の二第四項第二号に規定する前事業年度から除かれる同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　その事業年度の前事業年度で七月以下であるもの

二　その事業年度の前事業年度（七月以下であるものを除く。）で法第九条の二第四項第二号に規定する六月の期間の末日（当該六月の期間の末日が次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に定める日）の翌日から当該前事業年度終了の日までの期間が二月未満であるもの

2　法第九条の二第四項第三号に規定する前々事業年度から除かれる同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　その事業年度の前々事業年度で当該事業年度の基準期間に含まれるもの

二　その事業年度の前々事業年度（六月以下であるものを除く。）で法第九条の二第四項第三号に規定する六月の期間の末日（当該六月の期間の末日が次条第二項各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に定める日）の翌日から当該前々事業年度終了の日までの期間が二月未満であるもの

三　その事業年度の前々事業年度（六月以下であるものに限る。）でその翌事業年度が二月未満であるもの

（六月の期間の特例）

第二十条の六　法第九条の二第四項第二号に規定する六月の期間の末日が次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項第二号に規定する前事業年度開始の日から当該各号に定める日までの期間を当該六月の期間とみなして、同項の規定を適用する。

一　法第九条の二第四項第二号に規定する六月の期間の末日がその月の末日でない場合（当該前事業年度終了の日（当該六月の期間の末日後に当該終了の日の変更があつた場合には、その変更前の終了の日とする。以下この項において同じ。）が月の末日である場合に限る。）　当該六月の期間の末日の属する月の前月の末日

二　法第九条の二第四項第二号に規定する六月の期間の末日がその日の属する月の当該前事業年度の終了応当日（当該前事業年度終了の日に応当する当該前事業年度に属する各月の日をいう。以下この号において同じ。）でない場合（当該前事業年度終了の日が月の末日である場合を除く。）　当該六月の期間の末日の直前の終了応当日

2　法第九条の二第四項第三号に規定する六月の期間（同号に規定する前々事業年度が六月以下である場合における当該六月の期間を除く。）の末日が次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項第三号に規定する前々事業年度開始の日から当該各号に定める日までの期間を当該六月の期間とみなして、同項の規定を適用する。

一　法第九条の二第四項第三号に規定する六月の期間の末日がその月の末日でない場合（当該前々事業年度終了の日（当該六月の期間の末日後に当該終了の日の変更があつた場合には、その変更前の終了の日とする。以下この項において同じ。）が月の末日である場合に限る。）　当該六月の期間の末日の属する月の前月の末日